

氷河期世代の民主主義

吉良 貴之

愛知大学法学部准教授

私たちは政治という営みにおいてもものごとを集団で決めている。その結果である法律や政策に私たちが従わなければならないとすれば、それはまさに自分で作ったものだから、というのが民主主義社会では最も素直な考え方だろう。もちろん、そうはいつでもすべての市民が政治に参加するわけではない。実際に政治を動かすのはごく一握りの人々である。しかし、それもまた「私たち」である、という意識によって民主主義は維持されている。逆にいうと、政治を動かしているのが同じ「私たち」であると多数の人々に感じられなくなったとき、民主主義は危機に陥ってしまう。

この危機は、現代社会のさまざまな「分断」によって引き起こされる。経済的格差の拡大、移民と現地労働者間の緊張、都市と地方の価値観の違い、文化的・宗教的アイデンティティの対立、教育水準による機会の不平等……、こうした分断は広範な政治的無力感を生み、多くの国でポピュリスト政治家による権威的支配が待望される事態を招いている。さらにSNSなどの情報環境における分極化は、イデオロギー的分断の悪循環を加速させている。

きら たかゆき

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学。修士（法学）。専門は法哲学。

著書に『科学技術のリスクコミュニケーション』（共著、国立国会図書館、2023年）、『戦争と社会』という問い』（共著、岩波書店、2021年）、『問いかける法哲学』（共著、法律文化社、2016年）など。

こうした「分断」のうち、「世代」間の対立はどのように考慮されるべきか。少子高齢化が進展し、人口構成が高齢世代に偏っている社会では、高齢者を優遇する政策ばかりがなされる「シルバー民主主義」「老年支配（ジェロントクラシー）」といった状況があると指摘される。他方で、政治過程から疎外されていると感じる若者たちの過激な直接行動も、たとえば気候変動対策への訴えなどにおいて現れている。こうした世代間対立はしばしば誇張した形で語られるし、それが逆に「安易な世代論」への反発を引き起こすことも多い。もちろん、現実には多様であるはずの問題が「世代」単位で語られることによって見失われることには警戒が必要である。しかし、人口構成の不均衡が政治にもたらす影響をまったく無視することも得策ではない。利害を共有する集合的な主体として「世代」を想定することによって、個々人の政治的動機づけが得られることもある。また、いまだ生まれていない将来世代との関係では、現在世代による決定が一方向的にならないようにすることも重要だろう。こうした「世代」を適切に位置づける「世代間民主主義（intergenerational democracy）」はどのようにして可能になるだろうか。

氷河期世代とは

世代間民主主義は実のところ、老年世代と若年世代、現在世代と将来世代といった大きな軸だけでは語りにくい。それぞれが単純に対立しているわ

けではないからである。そこで本稿では、現代日本において喫緊の課題となっている「氷河期世代」の問題を主題的に取り上げる。老年世代と若年世代に挟まれた中間世代の位置づけの難しさを確認することにより、全世代的な包摂に向けた民主主義の課題を明らかにすることを目指す。

いわゆる「氷河期世代」は、日本企業の新卒採用が極端に絞られた時期に大学や高校を卒業した人々を指す。卒業年を1990年代なかばから2000年代初頭まで広くとった場合、その人口は約2千万人であり、日本の人口の6分の1になる。就職状況が最も困難だった数年の「コア世代」だけでも数百万人に及ぶ。そのうちの少なくない数の人々は正社員としてのキャリアを積むことができず、非正規雇用のまま家族形成をあきらめたことにより少子化に拍車がかかった。また、資産形成が不十分なままに親の介護や自身の老後の生活といった問題に直面している。

この氷河期世代問題は、就職難の最中にも「ロスジェネ」などとして認識されていたものの、具体的な就職支援政策などが実施されるようになったのは20年近く経った後の、ここ数年のことである。すでに40代後半から50代に突入した人々にとってそうした支援はあまりに遅すぎると言わざるをえない。しかし逆に問うならば、それほどの人口が多い世代であるにもかかわらず、なぜ救済が後回しにされてきたのだろうか。

構造的危害とその矯正

氷河期世代の就職難は、バブル経済崩壊後の新規採用の抑制によるものである。最も過酷だったとされる2003年の大卒者の就職率は55.1%であり、およそ2人に1人が就職できなかったことになる(余計な情報かもしれないが、この文章の筆者の大学卒業年はその年であった)。

ただ、就職状況がその時々景気に左右されること自体は特におかしなことではない。2006年には輸出産業の好転もあって「氷河期」が終わり、就職状況は改善されたが、その後すぐのITバブル崩

壊やリーマン・ショックによって2009年にはまた大きく就職率が下がっている。就職率だけを見るならば戦後から現在にかけていくつもの波があるが、それぞれの下がり目に応じて特定の「世代」が切り出されて公的な支援の対象になっているわけではない。そうである以上、「氷河期世代」を特別に不遇な世代として救済すべきだといえるだろうか。あくまで他の年代と同様、社会保障による個別的な救済がなされるべきであって、「世代」単位で語ることは問題を捉え損なうことになるだろう。

諸外国でも、特定の時期に就職率が極端に低くなった例は多い。1997年のアジア通貨危機が直撃した韓国の例(「IMF世代」)や、2008年のリーマン・ショックによるアメリカでの金融危機、2009年のギリシャの債務問題に端を発する欧州債務危機など、若者の就職難をもたらした経済不況はさまざまにある。その時期にたまたま就職活動をせざるをえなかった各国の若者たちはその後のキャリア形成に大きな影響を受けた。日本の氷河期世代もその点では同様といえるのだが、いくつかの重要な違いもある。いわゆる「日本型雇用システム」は新卒一括採用、年功序列型賃金、終身雇用といったメンバーシップ型の雇用によって特徴づけられてきた。一度きりの「新卒カード」を失うと途中からのキャリア形成はきわめて難しくなるため、景気の悪影響を直接に受けやすい構造がある。こういった雇用慣行は韓国もある程度共通しているが、日本の氷河期世代の場合、それ以前のバブル世代と、リーマン・ショックからの回復後の若い世代との間の落差が著しく大きいといった事情もある。2010年には厚生労働省の「青少年雇用機会確保指針」が改正され、企業に対し、大学等を卒業後3年以内の者を新卒扱いとして採用することが奨励されるようになった。

こうしたことを踏まえると、日本の氷河期世代の不遇は単に景気変動の影響による不運ではなく、その影響が生涯にわたって不利に働くような雇用の構造のもとで生じたものといえるだろう。日本社会は全体としてこの構造を温存し、また偶然にも景気が良いときに就職した人々はこの構造によって

雇用安定などの利益を得てきた。端的に言えば、前後の世代の雇用を守るために氷河期世代を犠牲にする構造が維持されたということである。政治哲学者のジョナサン・ウルフはこうした「構造的な危害 (structural harm)」が不正義といえる条件として、(1) 社会構造が存在すること、(2) その構造を維持するメカニズムや一連のプロセスが存在すること、(3) ある集団に対する重大な危害 (またはそのリスク) が存在すること、(4) その危害が不正義であるといえる明確な理由が存在すること、の4つをあげているが (Wolff 2024)、日本型雇用システムは氷河期世代についてこれにすべて当てはまっている。日本社会が氷河期世代の人々に対して危害を与えたといえるならば、その救済は「矯正的正義 (corrective justice)」の義務となる。これは加害者と被害者の直接的な関係に基づくため、不遇な人々に対する社会保障などの「分配的正義 (distributive justice)」とは概念的にまた別の、より重い義務として道徳的に要求される (Perry 2000)。

不運だったのか？

日本社会は氷河期世代に危害を与えた、したがって救済の義務を負う。この主張はやや強めに聞こえるかもしれない。日本型雇用システムが氷河期世代に構造的な危害を与えるものといえるかどうかについては、事実問題としてより詳細な検討が必要である。そもそも特定の「世代」が危害／被害を問題にできるような主体でありうるのかどうかという問題もある (吉良 2021)。また仮に救済が義務として要求されるとしても、それがいかなる形でなされるべきなのかまでは特定されない——その危害がなされなかった状態に「戻す」ことが何を意味するかを述べることは困難である。そうするとここで、分配的正義の観点からの議論を加えることも有益だろう。

分配的正義は「各人に各人のものを」という正義の定式で知られるように、資源や利益を正しく分配するための基準をめぐるものである。ここで一般的

な社会保障の問題にとどまらない氷河期世代に固有の問題を切り出すには、他の世代との関係における世代間分配的正義として論じる必要がある。有力な議論としては、本人に責任のない不運による不平等は是正されるべきだとする「運の平等主義 (luck egalitarianism)」を世代間に拡張するものがありうる。先の構造的な危害の問題はひとまず置くとしても、氷河期世代は景気変動という自分たちに責任のない不運によって、他の世代と比べて不均衡な不遇をかこっている。これが「世代」単位でいえるとすれば、氷河期世代の救済の根拠となるかもしれない。しかし、氷河期世代には、この論法をつねに「安易な世代論」へと追いやってしまうだけの内的多様性があることが悩みの種となる (近藤 2024)。当然のことながら、氷河期世代の全員が就職できなかったわけではない。一定数の人々は就職し、キャリアを積み、資産を形成し、家族を作っている。〈氷河期世代の成功者は相応に努力したのであり、失敗者はそうでない。したがって「世代」全体を救済の対象のように語るべきではない〉。こうした自己責任論は、当の氷河期世代の成功者たちによって率先して語られがちである。それは一旦成功した以上は世代内の再分配に資金を拠出したくないという自己利益によるものでもあろうが (近藤 2025, 177)、厳しい競争の勝者であるというプライドが重なることによってより解きほぐし難しくなっている。

民主的エンパワメントのために

氷河期世代の問題が20年近く政治的争点にならなかったという事実は、是正されるべき不平等は民主的政治過程における発言力の格差にあることを示しているといえるかもしれない。だとすると、氷河期世代とその他の世代の格差は経済的問題というより、あるいは少なくともそれに加えて、政治的な支配関係の問題になる。

氷河期世代の今後の高齢化を考えれば、就労支援による挽回は、もちろん重要ではあるもののやがて現実的でなくなっていく。老後に備えたセーフティネットの拡充こそ急ぐべき課題になるだろう

(近藤 2025, 177)。その実現のためには再分配をめぐり政治に実効的に参加できなければならない。それは民主主義社会の側にとっても重要なことである。日本の人口の6分の1を占める世代のうちの決して少なくない人々が政治的に包摂されていないとすれば、その政治的決定を尊重すべき理由としての「正統性 (legitimacy)」に疑問符がつき、民主主義社会そのものの持続可能性を脅かすリスクとなりうる。こうした主張は若年世代の政治的無関心への憂慮からなされることが多いが、これまで見てきたように、政治的主体性を弱める力が内からも外からも働いている氷河期世代の存在こそ、より深刻な課題といえるかもしれない。

「民主主義のための世代間対話のステップ」(Deželan 2017)としては、具体的にさまざまなものが提案されている。たとえば、各世代の代表性を確保するために議会の一部を世代別クォータ制にするといった案もあるし、国政から地方自治に至るまでのさまざまな段階での世代間対話を促進する場として「世代間評議会」を設置するといった構想もある。あるいは、政策立案においてすべての世代への影響を事前に評価する世代間アセスメントを義務づけるといった案もある。それぞれの構想はうまくいけば各世代の存在感を高めることに資するだ

ろうが、それは単に「世代」を実体視するのではなく、適切な代表の感覚による個々人のエンパワメントにこそ眼目がある。■

《文献》

- 吉良貴之 (2021) 「戦争と責任: 歴史的不正義と主体性」、野上元・佐藤文香編 『「戦争と社会」という問い』岩波書店
- 吉良貴之 (2022) 「世代論、運命論、責任論—特定の世代を対象とした公共政策を語るために」『現代思想』50 巻 16 号
- 近藤絢子 (2024) 『就職氷河期世代—データで読み解く所得・家族形成・格差』中央公論新書
- 近藤絢子 (2025) 「就職氷河期世代の老後」、『世界』2025 年 6 月号 (994 号)
- Bidadanure, J. U. (2021). *Justice across ages: Treating young and old as equals*. Oxford University Press.
- Deželan, T. (2017). Intergenerational dialogue for democracy. *International IDEA Discussion Paper*, 1/2017. <https://doi.org/10.31752/idea.2017.3>
- McKerlie, D. (2012). *Justice between the young and the old*. Oxford University Press.
- Perry, S. R. (2020). On the relationship between corrective and distributive justice. In J. Horder (Ed.), *Oxford essays in jurisprudence: Fourth series*. Oxford University Press.
- Wolff, J. (2024). Structural harm, structural injustice, structural repair. In J. Browne & M. McKeown (Eds.), *What is structural injustice?* Oxford University Press.

